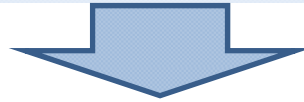


B型肝炎について

B型肝炎訴訟の経緯について

【 先行訴訟 】

- 平成元年、B型肝炎患者ら5名が、集団予防接種における注射器連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染したとして、国を提訴。
- 平成12年一審判決では、国側勝訴。平成16年高裁判決では、国側一部敗訴。
- 平成18年6月、最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、1人あたり550万円（慰謝料500万円＋弁護士費用50万円）を支払った。



【 現在係争中の訴訟 】

- 平成20年3月以降、先行訴訟の原告と同様の状況にあるとして、全国10地裁で727名が国を提訴中。 ※ 原告数は、報道情報含む
- 平成22年3月12日（札幌地裁）に、和解協議に入れるか否かについて検討を求められ、5月14日（札幌地裁）に、裁判所の仲介の下で和解協議の席に着く旨を表明。
- 平成23年1月11日及び4月19日に、札幌地裁から和解の考え方（所見）が提示され、それぞれについて原告側、政府側双方が受け入れを表明済み。
- 平成23年6月28日に、「基本合意書」の締結及び「政府基本方針」の表明
- 平成23年7月29日に、「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」を閣議決定

B型肝炎訴訟の「基本合意書」の概要等について

項目		基本合意書の概要
証明方法	集団予防接種を受けたこと	○ 母子健康手帳や予防接種台帳、接種痕により確認。 ○ これらの証拠が提出できない場合は、提出可能な資料、さらに医療記録等の資料を総合した個別判断による。
	父子感染・ジェノタイプ	父親の血液検査結果等、B型肝炎ウィルスのジェノタイプの検査結果を提出する。 ※ 予防接種による感染が認められた原告の検査費用は国が負担
和解金額	死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円
	肝硬変(軽度)	2,500万円
	慢性肝炎	1,250万円
	無症候性キャリア	600万円
除斥期間(20年)を経過した者の取扱い(政策対応)	慢性肝炎	政策対応として、 ○ 現在も慢性肝炎の状態にある者等 300万円 ○ 現在は治癒している者 150万円
	無症候性キャリア	以下の対応(最大242万円相当) ○ 政策対応として、原告の請求により、以下の費用を各年毎に支払う ・ 定期検査費用(年4回まで)等 ・ 定期検査に係る交通費等として、1回当たり1.5万円(年2回まで) ○ 上記に加え、過去の定期検査等の費用として50万円(一括払)
※ 上記のほか、弁護士費用を別途加算。 ※ 既に提訴している原告については、団体加算金として5億円を加算		

当面必要な費用と将来分の費用について

(患者、無症候性キャリアとも提訴率100%の場合)

総額 最大約3.2兆円

		当面(5年程度)	将来分(25年程度)
現在の患者分等の費用 (除斥期間を経過した慢性肝炎患者を含む)		0.6兆円 (4.5万人程度)	
病状進行者分の費用 (見込み)		0.2兆円 (1万人程度)	1.5兆円
無症候性キャリア分の費用	一括金 (50万円)	0.2兆円 (40万人程度)	
	定期検査費・ 交通費等	0.1兆円	0.6兆円
計		1.1兆円	2.1兆円

※ 上記に加え、弁護士費用(約300億円)、塩基配列等検査費用(約100億円)、団体加算金(5億円)が別途加算される

B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針

平成23年7月29日
閣 議 決 定

B型肝炎訴訟の原因である集団予防接種については、感染症から国民の生命・身体を守り、国民全体に広く利益をもたらしたが、他方で、それにより、少なからず被害を被った方々がおられる。本件訴訟は、かつて例のない大変大きな広がりを持つものであり、長期にわたって責任のある対応をとることが必要である。

本件訴訟については、平成23年6月28日に国と全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団との間で、国がB型肝炎ウイルスに感染した被害者の方々に甚大な被害を生じさせ、その被害の拡大を防止しなかったことについての責任を認めることを内容とする「基本合意書」が締結された。その際、財源確保策も含めた全体の枠組みについて所要の法案の成立を目指すこと、また、本件の原因が昭和23年から昭和63年までの集団予防接種の際の注射器の連続使用であることを踏まえ、こうした枠組みを国民全体で支えていただくことについて、国民の理解を得ることが必要であることなどを内容とする政府基本方針を決定した。

以上の経緯を踏まえ、被害を受けた方々に対する給付を万全なものとするため、B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みについては、「別添」に基づいて速やかに具体化を図った上で、与野党協議に付し、給付と財源に関する法案の一体的な成立を目指す。

別添 集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に関する枠組み（骨子）

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に関する枠組み（骨子）

1. 目的

B型肝炎訴訟について、今後訴訟を提起する者も含めた対応を行うためのスキームを構築する。

2. 対象者とその認定

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種における注射針等の連続使用により満7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者
- (2) 対象者は裁判所が認定する。

3. 給付金等の支給

- (1) 主な給付金額

イ 死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3,600万円
ロ 肝硬変（軽度）	2,500万円
ハ 慢性B型肝炎（（2）ロの者は除く。）	1,250万円
ニ 無症候性キャリア（（2）イの者は除く。）	600万円
- (2) 除斥期間が経過した者への政策対応

イ 無症候性キャリア 給付金50万円及び定期検査費用（年4回まで）等	
ロ 慢性B型肝炎	
(i) 現在も慢性肝炎である者 等	給付金300万円
(ii) 現在は慢性肝炎ではない者	給付金150万円
- (3) 病態が進展した場合、既に支給した一時金との差額を追加給付金として支給（（2）の者の病態が進展した場合には（1）の給付金を支給）
- (4) 給付金等の請求には、5年間の請求期間を設ける。

4. 財源

給付金等の支給に当面5年間で必要な費用1.1兆円について、期間を限って国民全体で広く分かち合う観点から、税制上の措置により0.7兆円を確保し、あわせて厚生労働省における基金の剰余金の返納、遊休資産の売却等により0.1兆円を確保し、これにより早急に財源を手当てする必要がある部分に相当する財源措置を講じる。残余の0.3兆円については執行状況を踏まえ、今後の対応を検討する。

5. 支給事務

上記財源を社会保険診療報酬支払基金に新たに設置する基金に繰り入れ、給付金等の支給事務は、同法人において実施する。

6. 見直し規定

施行後5年を目途に給付金等請求の状況を勘案し、請求期間及び財源措置を講ずる期間について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

(参考)

B 型肝炎訴訟の全面解決に係る
当面必要な費用と将来分の費用について
(患者、無症候性キャリアとも提訴率100%の場合の試算)

1. 当面(5年程度)の見込み 計1. 1兆円

○ 現在の患者分等の費用(除斥期間を経過した慢性肝炎患者を含む)

… 0. 6兆円

○ 病状進行者分の費用 … 0. 2兆円

○ 無症候性キャリア分の費用

・ 一括金(50万円) … 0. 2兆円

・ 定期検査費・交通費等 … 0. 1兆円

2. 将来分(25年程度)の見込み 計2. 1兆円

○ 病状進行者分の費用 … 1. 5兆円

○ 無症候性キャリア分の費用

・ 定期検査費・交通費等 … 0. 6兆円

合計 最大約3. 2兆円